平成２９年（フ）第３９１号
兵庫県尼崎市大庄川田町73番地の１　ジークレフ浜田東411号
債務者　富永左官こと　富永　義照
１　決定年月日時　平成29年８月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第４０９号
兵庫県尼崎市南塚口町３丁目８番18号　ラ・コピエ南塚口505
債務者　篠原　亜衣
１　決定年月日時　平成29年８月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第４５６号
兵庫県尼崎市長洲西通１丁目３番８号　プリエールＪＲ尼崎705号
債務者　岡田　正也
１　決定年月日時　平成29年８月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第１４９号
福岡県久留米市東合川新町７番11―310号
債務者　亀本　一枝（旧姓片本）
１　決定年月日時　平成29年８月24日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月26日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第１６０号
佐賀市西魚町５番地１　パルモア城西105
債務者　木下　優子（旧姓大田）
１　決定年月日時　平成29年８月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月26日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２３１号
大分県別府市大字鶴見3356番地の１　ユーミーマンション実相寺102号
債務者　吉丸　明淑
１　決定年月日時　平成29年８月25日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月26日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１０１号
福島県郡山市富田町字塩ノ草４番地の３　椿マンション205号
債務者　田中　夕子
１　決定年月日時　平成29年８月25日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月27日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２９年（フ）第１１０号
福島県郡山市清水台２丁目５番14号
債務者　関　　正嗣
１　決定年月日時　平成29年８月25日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月27日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２９年（フ）第５３５号
神戸市灘区浜田町４丁目２番13―102号
債務者　大原　千尋
１　決定年月日時　平成29年８月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６２７号
神戸市東灘区御影塚町２丁目７番８号
債務者　ｈｙｍｙこと　竹内　祐介
１　決定年月日時　平成29年８月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６３３号
神戸市東灘区住吉台８番１―306号
債務者　横野　百代
１　決定年月日時　平成29年８月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６１号
兵庫県たつの市龍野町堂本449番地20
債務者　田中　道夫
１　決定年月日時　平成29年８月25日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月27日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２９年（フ）第３４号
山口県玖珂郡和木町関ケ浜１丁目５番16号
債務者　下向井しげ子
１　決定年月日時　平成29年８月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月27日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２９年（フ）第７７１号
名古屋市西区中小田井２丁目412番地　エクセル寿203号
債務者　田中　一三
１　決定年月日時　平成29年８月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１２２６号
名古屋市中川区西中島１丁目101番地の１　マルヤスハイツ201号
債務者　岩田　　浩
１　決定年月日時　平成29年８月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１１６６号
愛知県春日井市中切町１丁目11番地７　ジュネス武田Ａ棟203号
債務者　橋本かおり（旧姓和泉）
１　決定年月日時　平成29年８月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２８年（フ）第６２号
千葉県いすみ市岬町和泉421番地
破産者　有限会社コバヤシ
１　決定年月日　平成29年８月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係